

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	平成30年6月29日(金) 午前9時30分から午前10時20分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席15名、欠席4名)】 出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番加藤久雄委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員 欠席委員：3番大島博委員、4番原直治委員、10番伊藤眞一委員、16番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】 出席委員：13番山本民男委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席16名)</p>
出席職員	池田農業委員会事務局長、舟本同次長、木島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	6番 委員
	8番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地の休耕及び増反届について
No.8～No.10 3件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.11～No.15 5件

報告第3号 農地使用貸借契約の解約について
No.4～No.11 8件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5008～No.5015 8件

議 第2号 農用地利用集積計画案について
No.115～No.141 27件

議 第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.17～No.26 10件

議 第4号 農地の下限面積（別段面積）の設定について

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は3番大島博委員、4番原直治委員、10番伊藤眞一委員、16番川合次夫委員の4名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>また、本日は推進委員の13番山本委員からもご出席いただいています。</p> <p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、6番松澤委員及び8番荻野委員を指名いたします。</p> <p>日程第2＝報告事項</p> <p><報告第1号 農地の休耕及び増反届について></p>
議長 木島係長	<p>報告第1号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>8番上早川地区の件ですが、坪野、猿倉地内の13筆3,193.64㎡について、用水が維持できなくなったため、休耕するものです。</p> <p>9番今井地区の件ですが、大谷内地内の10筆955㎡について、県外に居住しているため、休耕するものです。</p> <p>10番青海地区の件ですが、田海地内の1筆586㎡について、畑として耕作しているため、増反するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木島係長	<p><報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。3頁をご覧ください。</p>
議長	<p>11番大和川地区の件ですが、大和川地内の24筆6,548㎡について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は担い手に貸し付けます。</p> <p>12番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆1,071㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>13番能生谷地区の件ですが、崩地内の2筆4,635㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>14番能生谷地区の件ですが、柵口、崩地内の11筆1,868.91㎡について、農地所有者が所有権移転をするため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>15番能生谷地区の件ですが、柵口、崩地内の11筆1,868.91㎡について、所有権移転をするため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。</p>
議長 木島係長	<p><報告第3号 農地使用貸借契約の解約について></p> <p>報告第3号 農地使用貸借契約の解約について。説明を求めます。</p> <p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>4番下早川地区の件ですが、下出地内の2筆2,663㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>5番下早川地区の件ですが、下出地内の3筆3,024㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p>

	<p>6番下早川地区の件ですが、下出地内の2筆2,250㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>7番下早川地区の件ですが、下出地内の2筆3,407㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>8番下早川地区の件ですが、下出地内の4筆4,170㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>9番下早川地区の件ですが、下出地内の10筆12,816㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>10番下早川地区の件ですが、下出地内の3筆3,777㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>11番下早川地区の件ですが、下出地内の4筆3,937㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 2番片山委員</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>4番から11番の件ですが、農地所有適格法人がそばを作付していましたが、水はけが悪く、そばが育たないため、作付を諦めたという経緯があります。解約後は他の方に貸し付けるとなっておりますが、どうなっていますか。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>地元の営農組織がそばを作付することになっており、利用権も出てきています。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、意見ございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。</p> <p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p>日程第3＝付議事項</p>
<p>議長</p>	<p><議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
<p>小林主査</p>	<p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p>

5008 番上早川地区の件ですが、北山地内の1筆102㎡について、工事ヤード資材置場（一時転用）のための、3か月間の使用貸借権設定です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道北山稲葉線沿いの場所です。譲受人は、携帯電話用基地局新設工事のため、申請地を借り受け、工事ヤード、資材置場としたいものです。

農地の区分は、ア-(イ)-c-(a)（農用地区域内の一時転用である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5009 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆214.44㎡について、倉庫・車庫敷地のための、10年間の賃借権設定です。地図のNo.2をご覧ください。市道横道東線沿いの場所です。譲受人は、塗装業を営んでおり、事務所の向かいにある申請地を借り受け、倉庫兼車庫を建築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-a-(a)（道路要件：市道横道東線（幅員5m）に面する。配管要件：ガス及び上下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に、大和川保育園及び大和川小学校が有る。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5010 番根知地区の件ですが、和泉地内の1筆144㎡について、工事ヤード資材置場（一時転用）のための、3か月間の使用貸借権設定です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道上町屋中道線沿いの場所です。譲受人は、携帯電話用基地局新設工事のため、申請地を借り受け、工事ヤード、資材置場としたいものです。農地の区分は、カ-(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5011 番糸魚川地区の件ですが、東寺町2丁目地内の1筆423㎡について、共同住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道御蔵道2号線沿いの場所です。申請地周辺の宅地化と労力不足により、農地として活用していくことが困難なことから、譲受人が共同住宅敷地として有効活用したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第一種中高層住居専

用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5012 番糸魚川地区の件ですが、上刈1丁目地内の1筆224㎡について、住宅敷地のための、永年の賃借権設定です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、やまのい保育園付近の場所です。譲受人は、職場から自宅が遠距離で不便なため、申請地を借り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、E(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5013 番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の1筆567㎡について、現場仮事務所及び屋外駐車場(一時転用)のための、7か月間の賃借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道辻倉線沿いの場所です。譲受人は、建築業を営んでいるが、建築工事のための現場仮事務所及び屋外駐車場敷地として、申請地を借り受け使用したいものです。農地の区分は、E(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5014 番能生地区の件ですが、能生地内の3筆266㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、市道白拍子線沿いの場所です。譲受人は、現在実家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭となるため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、E(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5015 番青海地区の件ですが、今村新田地内の1筆294㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道藪崎後久1号線沿いの場所です。譲受人は、現在社家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭となるため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、E(ア)-b-(c) (都市計

議長	<p>画法の用途地域、第一種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 伊藤主査	<p><議第2号 農用地利用集積計画案について> 議第2号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。 説明いたします。10頁をご覧ください。 115 番下早川地区の件ですが、下出地内の4筆4,170㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 116 番下早川地区の件ですが、下出地内の2筆2,663㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 117 番下早川地区の件ですが、下出地内の3筆3,024㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 118 番下早川地区の件ですが、下出地内の4筆3,937㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 119 番下早川地区の件ですが、下出地内の3筆3,777㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 120 番下早川地区の件ですが、下出地内の2筆3,407㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 121 番下早川地区の件ですが、下出地内の6筆7,668㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 122 番下早川地区の件ですが、下出地内の2筆2,250㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 123 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆343㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 124 番糸魚川地区の件ですが、南押上2丁目地内の3筆928㎡につ</p>

いて、借り受けて規模拡大を図るものです。

125 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆4,818㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

126 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆2,499㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

127 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆933㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

128 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆2,967㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

129 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,085㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

130 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆1,071㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

131 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の5筆552㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

132 番能生谷地区の件ですが、崩地内の2筆4,635㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

133 番能生谷地区の件ですが、柱道、鷲尾地内の6筆2,583㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

134 番下早川地区の件ですが、上覚地内の8筆8,006㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

135 番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆652㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

136 番上早川地区の件ですが、土塩地内の2筆1,104㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

137 番上早川地区の件ですが、砂場地内の5筆4,439㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

138 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆2,036㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

139 番根知地区の件ですが、栗山地内の3筆2,827㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

140 番根知地区の件ですが、山寺地内の2筆525㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

議長 6 番松澤委員	<p>141 番能生谷地区の件ですが、柵口、西飛山、崩地内の 20 筆 2,794.33 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長 13 番土沢委員	<p>115～122 番の件に関連して、担い手ができなくなった場合に、中山間直接支払や多面的機能支払の対象農地であると、地元でどうかしないといけなくなるが、地元にも担い手がいない場合は諦めるしかなくなる。これから、他の地域でも同様な件がでてくると思われるので、対策をとっていかないといけない。</p> <p>他にご意見ございませんでしょうか。</p>
小林主査	<p>115～122 番の関連ですが、水田でそばをつくるというのはおかしいのではないのでしょうか。畑と表記していただきたい。</p>
片山委員	<p>田んぼの形状でそばを作付するというので、水田活用交付金の対象となっており、農地台帳上は田でないといけないため、議案にこのように載せていますが、今後どう載せるかは、支援センターと相談します。</p>
議長	<p>本来、そばを作付するのであれば畑地化するのが一番よいですが、農地を守るということから、なるべく畦抜きなどの費用をかけずにそばを作付しているので、備考欄にその旨書いておけばどうでしょうか。</p> <p>他にご意見ございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第 3 号 農用地利用配分計画案にかかる意見について></p>
伊藤主査	<p>議第 3 号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。17 頁をご覧ください。</p>

<p>議長 2 番片山委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>17 番下早川地区の件ですが、上覚地内の9筆8,658㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>18 番上早川地区の件ですが、土塩、砂場地内の7筆5,543㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>19 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆2,036㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>20 番根知地区の件ですが、栗山地内の3筆2,827㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>21 番根知地区の件ですが、山寺地内の2筆525㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>22 番根知地区の件ですが、山寺地内の1筆1,737㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>23 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆1,517㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>24 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆2,510㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>25 番能生谷地区の件ですが、柵口地内の13筆2,104㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>26 番能生谷地区の件ですが、西飛山、崩地内の7筆690.33㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>23 番について、借受人の方は新潟市の方ですが、耕作するのに支障ありませんか。</p> <p>実際にはずっとこちらにおられていて、住所を異動していただけないだけで、弟さんも近くにいて手伝っています。</p> <p>他にご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
---	--

<p>議長 木島係長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><議第4号 農地の下限面積（別段面積）の設定について> 議第4号 農地の下限面積の設定について説明を求めます。 農地の下限面積の設定について、今回の総会でお諮りいただきたいと考えていましたが、下限面積の条件について、まだ事務局で検討させていただきたい案件ができましたので、次回の総会にさせていただきます。こちらの下限面積については、遊休農地の解消やUI ターン者などの移住・定住を目的に、空家に付随する農地を取得する場合に下限面積を下げるというものです。遊休農地の線引きや、空家に付随するものの定義について、もう少し検討が必要という判断になりました。次回の総会でお示ししたいと考えております。</p>
<p>議長 13 番土沢委員 木島係長</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 この件は、この前の部会で検討したものとかわりがあるかと思いますが、そのあたりを教えてください。 この前の部会の中で、移住で空家に入って遊休農地を解消する場合については、みなさんから意見をいただいて、下限面積を下げることに理解していただきましたが、遊休農地の定義や、空家に付随するものの定義などの条件について、もう少し事務局の方で検討させていただきたいものです。</p>
<p>11 番福田委員 議長</p>	<p>遊休農地の定義が難しいと思います。保全管理しているようなところであればすぐに耕作できてよいですが、木が生えているようなところまでとなると難しいです。 他にご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次期農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7/31(火) 午前9時30分～ 201・202 会議室

イ その他

他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。
慎重審議をいただき大変ありがとうございました。